

第5期雄武町総合計画前期基本計画 施策評価調書（兼政策評価基礎調書）

政策目標	2	ぬくもり・雄武	整理番号	40
基本施策	11	社会保障制度の充実	評価 責任者	保健福祉課長 山崎 佳之
単位施策	4	低所得者の自立の支援		

1 施策の概要

基本方針	民生児童委員や社会福祉協議会、福祉事務所などと連携のもと、低所得者への支援を進める。	
現状と課題	【現状】（平成21年度末）	【現状】（平成23年度末）
	生活保護制度は、低所得者への社会保障としてかかせないものです。この事務は北海道がおこなっていますが、町では民生児童委員と協力しながら保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達している。また、保護適用者以外の低所得者への相談や支援もおこなっている。	生活保護制度は、低所得者への社会保障としてかかせないものである。この事務は北海道が行っているが、町では民生児童委員と協力しながら保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達している。また、保護適用者以外の低所得者への相談や支援も行っている。
	【課題】（平成21年度末）	【課題】（平成23年度末）
	低所得者の自立と生活意欲の助長を図るため、関係機関や民生児童委員との連携のもと、実態把握に努めながら相談・支援を引き続きおこなっていかねばならない。	低所得者の自立と生活意欲の助長を図るため、関係機関や民生児童委員との連携のもと、実態把握に努めながら相談・支援を引き続き行っていかなければならない。

2 基本施策指標

指標1	指標名	生活保護率（人口千人当たり 年度末の振興局数値）						
	定義等	生活保護率（人口千人当たり 年度末の振興局数値）						
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値	12.5パーミル	12.5パーミル	12.5パーミル	12.5パーミル	12.5パーミル		12.5パーミル
	実績値	13.4パーミル	12.9パーミル	13.9パーミル	14.2パーミル	12.6パーミル		
指標2	指標名	民生児童委員による相談件数						
	定義等	民生児童委員による相談件数						
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値	709件	709件	709件	709件	709件		709件
	実績値	650件	953件	834件	844件	838件		
指標3	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値							
	実績値							
指標4	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値							
	実績値							
指標5	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値							
	実績値							
指標6	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値							
	実績値							
指標7	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	目標値							
	実績値							

3 単位施策を構成する事務事業の評価結果等

【貢献度の区分 A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い E：なし】

No.	事務事業名	担当係名	23年度 決算額 (千円)	総合評価	今後の 展開方向	単位施策への 貢献度
①	法外援助扶助事業	社会福祉係	125	A	継続/現状維持	A
②	【再掲】ひとり親家庭等医療給付事業	社会福祉係	3,345	A	継続/現状維持	A
③	【再掲】要保護・準要保護児童生徒援助事業	教育総務係	1,227	A	継続/現状維持	A
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						

4 施策の個別評価【A：評価が高い B：やや高い C：やや低い D：低い】

評価の視点	評価結果	理由、説明等
① 妥当性	A	低所得者への民生児童委員、社会福祉協議会等の相談業務、自立支援は妥当である。
② 有効性	A	生活保護制度及び低所得者への自立支援に係る相談業務は、民生児童委員と連携して行うことは、有効な施策である。
③ 効率性	A	民生児童委員と協力し、低所得者への生活保護、また、低所得者への相談や自立支援を行うことは、効率的である。
④ 公平性	A	民生児童委員と協力し、低所得者からの生活相談、自立支援相談はを行うことは、公平である。
⑤ 町民意見の反映	A	民生児童委員の日頃からの相談活動等により、町民の意見は得ている。

A：政策目標の達成に効果的であり、現在の施策を継続することが必要 等

B：政策目標の達成に効果的であるが、具体的な課題の解決に向けて一部取組を改善するなど、施策を充実することが必要 等

C：政策目標がほぼ達成されていることから、施策が一定の役割を終えつつあり、終期を見据えて縮減することが必要 等

D：(1)政策目標の達成に効果的であるが、事業構成が十分ではなく、新たな事業構築など取組を全体的に見直すことが必要 等

(2)政策目標の達成に向けた効果が認められないことから、施策の廃止も含めて抜本的に見直すことが必要 等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A	A	
生活保護事務を民生児童委員と協力し、道へ保護進達、また、要保護世帯、低所得者への自立支援相談業務を実施した。	同左	

今後の方向性

継続/現状維持	継続/現状維持	
住民の安定した生活を送るための措置として、町が民生児童委員と協力し、保護進達及び低所得者への相談は効果的だが、他の機関と連携して要保護世帯の自立支援を促進することは、さらに重要である。	同左	

*今後の方向性の区分

○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ○終了 ○休止 ○廃止